

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの 70 年余一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。

このような状況の中、国会でも平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 30 年 9 月 21 日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 法務大臣 内閣官房長官